

①政策形成 条文(たたき台) 1班

(総合計画)

第●条 市長等は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画(以下「総合計画」という。)をこの条例に則して策定し、総合計画の進行管理を適切に行わなければならない。

一番上を書く：  
市は総合計画、各行政分野における基本計画、他の条例規則等の制定改廃にあたっては

2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、その企画立案の段階から市民等の参加による取組みに努めなければならない。

参加させなければならない

3 市長等は、各行政分野における基本的な計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系的な整備に努めるものとする。

(条例の位置付け)

第●条 市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(条例の位置付け)を一番上に

(国、県、他自治体との関係)

第●条 市は、国及び県と対等な立場で適切な役割分担を行い、共通する課題を解決するため、相互に協力するよう努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との共通課題又は広域課題に対応するため、近隣の地方公共団体等と連携し、協力するよう努めるものとする。

(国際交流)

第●条 市は、及び市民市政及びまちづくりにおいて国際的な視点が重要であることを認識し、及び市民他国の都市等との交流及び連携を推進するものとする

②行政運営 条文(たたき台) 1班

(財政運営)

第●条 市長等は、効率的かつ効果的な市政を行うため、行財政改革に取り組まなければならない。

行財政の「行」は不要⇒財政

2 市長等は、財政状況について市民にわかりやすく公表するものとする。

しなければならない

(行政評価)

第●条 市長等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、予算編成及び事業の改善等に反映することにより、効果的かつ効率的な市政の推進を図らなければならない。

総合計画の実現に向けて実施される事業の各段階において行政評価を実施し・・・長すぎる

2 市長等は、行政評価の実施に当たっては市民の参加に努めるとともに、その結果を市民にわかりやすく公表し、意見を求めるものとする。

?

②行政運営 条文(たたき台) 1班

(組織)

第●条 市長等は、市政の課題に的確に対応するため、機能的かつ市民に分かりやすい組織体制を整備するものとする。

(人事体制)

第●条 市長等は、適切な人事評価及び人事配置を行うものとする。

「市長の役割と責務」とほとんど重なっている。人事評価だけが独立

2 市長等は、市政の課題に的確に 대응することができる能力及び資質を持った職員の育成を図るよう努めるものとする。

(行政手続)

第●条 市長等は、迅速適切に行政手続を行い、市政における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

(公益通報制度)

第●条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為等について職員から行われる通報(以下「公益通報」という。)を受ける体制を整備するとともに、通報者が公益通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

(危機管理)

第●条 市長等は、市民、関係機関等との連携、協力により災害等から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するよう、危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市民は、災害等の緊急時に備え、自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合うしくみの充実に努めるものとする。

(市民活動の推進)

第●条 市民は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動に対する理解を深め、積極的に参加するとともに、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 市長等は、市民活動の自立を尊重し、その活動が推進されるよう必要に応じて支援に努めなければならない。

## ①政策形成 条文（たたき台） 4班

### （総合計画）

- 第●条 市長等は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）をこの条例に則して策定し、総合計画の進行管理を適切に行わなければならない。
- 2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、その企画立案の段階から市民等の参加による取組みに努めなければならない。
- 3 市長等は、各行政分野における基本的な計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系的な整備に努めるものとする。

他に分かりやすい表現はないか？

加賀市の基本条例による第3条2項を参考にして、もう少しやわらかい表現にして欲しい。説明不足

### （条例の位置付け）

- 第●条 市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

### （国、県、他自治体との関係）

- 第●条 市は、国及び県と対等な立場で適切な役割分担を行い、共通する課題を解決するため、相互に協力するよう努めるものとする。
- 2 市は、他の地方公共団体との共通課題又は広域課題に対応するため、近隣の地方公共団体等と連携し、協力するよう努めるものとする。

「相互の理解を深める」=人と人の交流、都市に限らず人と人の交流

### （国際交流）

- 第●条 市は、市政及びまちづくりにおいて国際的な視点が重要であることを認識し、他国の都市等との交流及び連携を推進するものとする

## ②行政運営 条文（たたき台） 4班

### （財政運営）

- 第●条 市長等は、中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的な市政を行うため、行財政改革に取り組まなければならない。
- 2 市長等は、財政状況について市民にわかりやすく公表するものとする。

市民との協同政策

### （行政評価）

- 第●条 市長等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、予算編成及び事業の改善等に反映することにより、効果的かつ効率的な市政の推進を図らなければならない。
- 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては市民の参加に努めるとともに、その結果を市民にわかりやすく公表し、意見を求めるものとする。

反映させなければならない

## ②行政運営 条文（たたき台） 4班

### （組織）

- 第●条 市長等は、（縦割りでなく）柔軟性を持って、市政の課題に的確に対応するため、機能的かつ市民に分かりやすい組織体制を整備するものとする。

### （人事体制）

- 第●条 市長等は、適切な人事評価及び人事配置を行うものとする。
- 2 市長等は、市政の課題に的確に 대응することができる能力及び資質を持った職員の育成を図るよう努めるものとする。

### （行政手続）

- 第●条 市長等は、適切に行政手続を行い、市政における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民のとの権利利益の保護に努めるものとする。

### （公益通報制度）

- 第●条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為等について職員から行われる通報（以下「公益通報」という。）を受ける体制を整備するとともに、通報者が公益通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。る

### （危機管理）

- 第●条 市長等は、市民、関係機関等との連携、協力により災害等から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するよう、危機管理体制の確立に努めなければならない。
- 2 市民は、災害等の緊急時に備え、自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合うしくみの充実に努めるものとする。

### （市民活動の推進）

- 第●条 市民は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動に対する理解を深め、行政職員も含む積極的に参加するとともに、これを守り育てるよう努めるものとする。
- 2 市長等は、市民活動の自立を尊重し、その活動が推進されるよう必要に応じて支援に努めなければならない。

参加も含む

## ①政策形成 条文（たたき台） 6 班

### （総合計画）

第●条 市長等は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）をこの条例に則して策定し、総合計画の進行管理を適切に行わなければならない。

適切な進行管理を

2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、その企画立案の段階から市民等の参加による取組みに努めなければならない。

3 市長等は、各行政分野における基本的な計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系的な整備に努めるものとする。

### （条例の位置付け）

第●条 市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

### （国、県、他自治体との関係）

第●条 市は、国及び県と対等な立場で適切な役割分担を行い、共通する課題を解決するため、相互に協力するよう努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との共通課題又は広域課題に対応するため、近隣の地方公共団体等と連携し、協力するよう努めるものとする。

### （国際交流）

第●条 市は、市政及びまちづくりにおいて国際的な視点が重要であることを認識し、他国の都市等との交流及び連携を推進するものとする

必要

## ②行政運営 条文（たたき台） 6 班

### （財政運営）

第●条 市長等は、効率的かつ効果的な市政を行うため、行財政改革に取り組まなければならない。

2 市長等は、財政状況について市民にわかりやすく公表するものとする。

### （行政評価）

第●条 市長等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、予算編成及び事業の改善等に反映することにより、効果的かつ効率的な市政の推進を図らなければならない。

2 市長等は、行政評価の実施に当たっては市民の参加に努めるとともに、その結果を市民にわかりやすく公表し、意見を求めるものとする。

## ②行政運営 条文（たたき台） 6 班

### （組織）

第●条 市長等は、市政の課題に的確に対応するため、機能的かつ市民に分かりやすい組織体制を整備するものとする。

市民に分かりやすい機能的な

### （人事体制）

第●条 市長等は、適切な人事評価及び人事配置を行うものとする。

2 市長等は、市政の課題に的確に 대응することができる能力及び資質を持った職員の育成を図るよう努めるものとする。

### （行政手続）

第●条 市長等は、適切に行政手続を行い、市政における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

### （公益通報制度）

第●条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為等について職員から行われる通報（以下「公益通報」という。）を受けるとともに、通報者が公益通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

### （危機管理）

第●条 市長等は、市民、関係機関等との連携、協力により災害等から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するよう、危機管理体制の確立に努めなければならない。

運用

2 市民は、災害等の緊急時に備え、自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合うしくみの充実に努めるものとする。

### （市民活動の推進）

第●条 市民は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動に対する理解を深め、積極的に参加するとともに、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 市長等は、市民活動の自立を尊重し、その活動が推進されるよう必要に応じて支援に努めなければならない。

### ③情報共有 条文（たたき台） 2班

#### （情報の公開及び共有）

第●条 市長等は、市民の市政への参加及び協働を促進するために、正当な理由がある場合を除き、市政に関する情報を積極的かつわかりやすく公表し、又は提供しなければならない。

判りづらい。具体的に示す。

2 市民は、市政への参加及び協働に必要な情報を別に条例で定めるところにより請求し、公開を受けることができる。

（住民の知る権利）→ 市民の権利（情報を知る権利）で規定する。

#### （市民の権利）

第●条 市民は、自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利
- (3) 市民は、市政における政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階に参加する権利を有する。

#### （説明責任）

第●条 市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、その内容を市民にわかりやすく説明するよう、努めなければならない説明するものとする。

#### （会議の公開）

第●条 審議会等の会議は、他に定める場合を除き、公開するものとする。

#### （個人情報の適正な管理）

第●条 市長等は、保有する個人情報を適正に管理するとともに、自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護しなければならない。

#### （情報収集・管理）

第●条 市長等は、市政に関する情報を正確かつ適正に収集し、これを速やかに提供できるよう整理し、保存しなければならない。

必要・不要の両論あり

### ④参加 条文（たたき台） 2班

#### （意見公募手続）

第●条 市長等は、市政上の基本的な計画及び政策等（以下「政策等」という。）の策定又は改廃に当たっては、その案を公表し、広く市民の意見を求めなければならない。

2 市長等は、前項による市民の意見、提案等を考慮して政策等の意思決定を行うものとする。

#### （意見等の取扱い）

第●条 市長等は、市民から市政に対する要望、意見、提言等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

#### （審議会等の運営）

第●条 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、公募等により市民の幅広い層から必要の人材を選任するよう努めるとともに、性別及び年齢の構成について配慮するものとする。

（参加の対象）→ 市民の権利（参加する権利を追加）で規定する。

#### （市民の権利）

第●条 市民は、自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利
- (3) 市民は、市政における政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階に参加する権利を有する。

#### （広報・広聴活動）

第●条 市長等は、市政やまちづくりの企画、実施、評価の各過程において、内容をわかりやすく市民に説明するなど、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めなければならない。

2 市長等は、市政やまちづくりに関する広報・広聴活動に市民が積極的に参画できるように努めなければならない。

参加>情報共有参加がより大切

知る権利は何の為にあるのか？

自治の意思決定に参画するためでは

市民の権利  
・情報の共有  
・参加  
両方可

（情報の公開及び共有）と重複しているので整理が必要

あえて広報広聴活動について参画をうたうのは何故か？不要では？

③情報共有 条文（たたき台） 3班

（情報の公開及び共有）

第●条 市長等は、市民の市政への参加及び協働を促進するために、正当な理由がある場合を除き、市政に関する情報を積極的かつわかりやすく公表し、又は提供しなければならない。

2 市民は、市政への参加及び協働に必要な情報を別に条例で定めるところにより請求し、公開を共有する受けることができる。

（住民の知る権利）→ 市民の権利（情報を知る権利）で規定する。

（市民の権利）

第●条 市民は、自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利
- (3) ~~市民は、~~市政における政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階に参加する権利を有する。

（説明責任）

第●条 市長等は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、その内容を市民にわかりやすく説明するものとする。

（会議の公開）

第●条 審議会等の会議は、他に定める場合を除き、公開するものとする。

（個人情報の適正な管理）

第●条 市長等は、保有する個人情報を適正に管理するとともに、自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護しなければならない。

（情報収集・管理）

第●条 市長等は、市政に関する情報を正確かつ適正に収集し、これを速やかに提供できるよう整理し、保存しなければならない。

わかりにくい

④参加 条文（たたき台） 3班

（意見公募手続）

第●条 市長等は、市政上の基本的な計画及び政策等（以下「政策等」という。）の策定又は改廃に当たっては、その案を公表し、広く市民の意見を求めなければならない。

2 市長等は、前項による市民の意見、提案等を考慮して政策等の意思決定を行うものとする。

（意見等の取扱い）

第●条 市長等は、市民から市政に対する要望、意見、提言等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

（審議会等の運営）

第●条 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、公募等により市民の幅広い層から必要の人材を選任するよう努めるとともに、性別及び年齢の構成について配慮するものとする。

（参加の対象）→ 市民の権利（参加する権利を追加）で規定する。

（市民の権利）

第●条 市民は、自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利
- (3) ~~市民は、~~市政における政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階に参加する権利を有する。

（広報・広聴活動）

第●条 市長等は、市政やまちづくりの企画、実施、評価の各過程において、内容をわかりやすく市民に説明するなど、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めなければならない。

2 市長等は、市政やまちづくりに関する広報・広聴活動に市民が積極的に参画できるように努めなければならない。

意見への回答・公表についての文言を入れるかどうか

（情報の公開及び共有）に含まれているかな？

利害関係者（地域の状況がわかる者）が必要

（情報の公開及び共有）と同じ表現にする  
①市長等は・・・  
②市民は・・・

### ③情報共有 条文（たたき台） 5 班

#### （情報の公開及び共有）

第●条 市長等は、市民の市政への参加及び協働を促進するために、正当な理由がある場合を除き、市政に関する情報を積極的かつわかりやすく公表し、又は提供しなければならない。

市長は情報公開条例の存在を広く知らしめる方向性を加味

2 市民は、市政への参加及び協働に必要な情報を別に条例で定めるところにより請求し、公開を受けることができる。

3 項 市長等は市民等の意見、要望等及び地域課題の把握に努めるものとする

（住民の知る権利）→ 市民の権利（情報を知る権利）で規定する。

#### （市民の権利）

第●条 市民は、自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利
- (3) 市民は、市政における政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階に参加する権利を有する。

#### （説明責任）

第●条 市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、その内容を市民にわかりやすく説明するものとする。

しなければならない

#### （会議の公開）

第●条 審議会等の会議は、他に定める場合を除き、公開するものとする。

#### （個人情報の適正な管理）

第●条 市長等は、保有する個人情報を適正に管理するとともに、自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護しなければならない。

市民

#### （情報収集・管理）

第●条 市長等は、市政に関する情報を正確かつ適正に収集し、これを速やかに提供できるよう整理し、保存しなければならない。

### ④参加 条文（たたき台） 5 班

#### （意見公募手続）

第●条 市長等は、市政上の基本的な計画及び政策等（以下「政策等」という。）の策定又は改廃に当たっては、その案を公表し、広く市民の意見を求めなければならない。

2 市長等は、前項による市民の意見、提案等を考慮して政策等の意思決定を行うものとする。

総合

「総合」を入れるか否か検討した

#### （意見等の取扱い）

第●条 市長等は、市民から市政に対する要望、意見、提言等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

その結果を通知報告し

#### （審議会等の運営）

第●条 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、公募等により市民の幅広い層から必要の人材を選任するよう努めるとともに、性別及び年齢の構成について配慮するものとする。

地域、

（参加の対象）→ 市民の権利（参加する権利を追加）で規定する。

#### （市民の権利）

第●条 市民は、自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利
- (3) 市民は、市政における政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階に参加する権利を有する。

市民の権利（参加と知る）をまとめる

#### （広報・広聴活動）

第●条 市長等は、市政やまちづくりの企画、実施、評価の各過程において、内容をわかりやすく市民に説明するなど、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めなければならない。

るものとする

2 市長等は、市政やまちづくりに関する広報・広聴活動に市民が積極的に参画できるように努めるものとする。

るものとする

なければならない。